採ることができる精神病院の認定

四第四項及び第三十三条第四項の規定による特例措置を 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十二条の 応急入院指定病院の指定

(保健対策室)

示

目

次

地方卸売市場の廃止の許可

(食品流通安全室)

· · · · · · · ·

の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数 選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

個人演説会等を開催することができる施設の指定

選挙権を有する者の総数の三分の一の数

とを合算して得た数



期

号

96

島

発行者 広 県 広 島 県 総 務 部 総務管理局文書法制室 発行所 購読料 月額 2,700円

遊技機の型式の検定の告示

定

第

広島県告示第千二十五号

項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 (昭和六十三年厚生省告示第百二十七号) 第五 号の要件を満たす応急入院指定病院として、次の病院を指定した。 の四第一項の規定によって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条の四第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第三十三条

平成十八年十二月十八日

名称	所 在 地	指	定	期	間
ほうゆう病院医療法人緑風会	呉市阿賀北一丁目一四番一五号	平平成成	一 八 年 三 一	月二 三月 日日	日日 まか でら
ふたば病院	吳市広白石四丁目七番二二号	平平成成	 	三月	日日 まか でら
メープルヒル病院	大竹市玖波五丁目二番一号	平平成成	 	三月	日日 まか でら
小泉病院医療法人仁康会	三原市小泉町四二四五番地	平平成成	 	三月	日日 まか でら
三原病院 医療法人大慈会	三原市中之町六丁目三一番一号	平平成成	 	三月	日日 まか でら
福山友愛病院医療法人紘友会	福山市水呑町三〇二番地の二	平平成成	〇八 年年 三一	月二月日日	日日 まか でら

(地域産業振興室)

六

(医務看護室)

五

歯科技工士試験の実施

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新

急傾斜地崩壊危険区域の指定 保安林予定森林

砂

防 Щ

室 室

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変

更の届出

.....

県営土地改良事業の換地処分 (二件)

(芸北地域事務所)

. 九

(都市企画室)

工地改良区の役員の退任 選挙管理委員会告示

市町都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 大規模小売店舗立地法の規定による県の意見

広島県告示第千二十六号

 $\overline{\circ}$

の四第四項及び第三十三条第四項の規定による特例措置を採ることができる精神病院として、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第二十二条

個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消

公安委員会告示

0

_ 0

広島県知事

藤

田

雄

Щ

次の病院を認定した。 平成十八年十二月十八日

> 広島県知事 藤

田 雄

福山友愛病院 医療法人紘友会	三原病院医療法人大慈会	小泉病院医療法人仁康会	メープルヒル病院	ふたば病院	ほうゆう病院医療法人緑風会	名称
福山市水呑町三〇二番地の二	三原市中之町六丁目三一番一号	三原市小泉町四二四五番地	大竹市玖波五丁目二番一号	吳市広白石四丁目七番二二号	呉市阿賀北一丁目一四番一五号	所在地
平平 成成 二一	平平 成成 二一	平平 成成 二一	平平 成成 二一	平平 成成 二一	平平 成成 二一	認
〇年三月三月	〇年三月三月	〇年三月三月	〇年三月三月	〇年三月三月	〇年三月三月	定
ーー 日日 まか でら	ーー 日日 まか でら	ーー 日日 まか でら	日日かでら	ーー 日日 まか でら	一日日まかでら	期間

広島県告示第千二十七号

卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号) 第六十条の規定によって、 次のとおり地方卸

売市場の廃止を許可した。 平成十八年十二月十八日

広島県知事 藤 田

雄

Ш

広島県第十三号 番 号 三次地方卸売市場 名地 方 卸 売 市 場 称の 三次市畠敷町九 所地 方卸 在売 市 一六番 場 地の 号 日 平成十八年十二月八 許 可 年 月 日

許 可

広島県告示第千二十八号

林を保安林予定森林にした。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定によって、次の森

平成十八年十二月十八日

保安林予定森林の所在場所

東広島市八本松町篠字タバサ九〇一の二、一〇〇七、一〇一〇、一〇一三、一〇一四、

広島県知事

藤

田

雄

Щ

で、一〇三七、一〇四〇、一〇四二、一〇四五、一〇四九、一〇五二、一〇五三、一〇五 |〇二〇、|〇二|の一、|〇二|の二、|〇二四、|〇二五、|〇三〇から|〇三||ま

Щ 二 指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、定めない

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

島市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び東広

広島県告示第千二十九号

項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三条第

平成十八年十二月十八日

急傾斜地崩壊危険区域の名称

広島県知事

藤

田

雄

Щ

長楽寺三丁目一地区

急傾斜地崩壊危険区域の表示

土地の区域 んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた 次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を市道に沿って結

広島市 郡 市 安佐南区長楽寺二丁目 安佐南区長楽寺三丁目 町 四五四番 二一二番六五七 一〇〇番四 九八番一 地 標柱三号 標柱 標柱 標柱四号 号 号

己斐中二丁目六地区 (追加) 急傾斜地崩壊危険区域の名称 竜王町七地区 急傾斜地崩壊危険区域の名称 安佐南区長楽寺二丁目 四四五番 四四八番 標柱五号 標柱六号

急傾斜地崩壊危険区域の表示

道に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域 次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を市

						広島市	郡市
			西区竜王町		西区山手町	西区竜王町	町
一九〇番地先市道敷	一八九番二	一八八番	一八六番	三八番	三九番一	一九一番一地先市道敷	地番
標柱一〇号	標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱四号から六号まで	標柱二号及び三号	標柱一号	

急傾斜地崩壊危険区域の名称

己斐東一丁目八地区

急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結

んだ線に囲まれた土地の区域

標柱四号	一九番一一		
標柱二号及び三号	一六七六番一一		
標柱一号	二五五八番一三地先市道敷	西区己斐東一丁目	広島市
	地番	町	郡市

急傾斜地崩壊危険区域の表示

て結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 五年八月二十三日広島県告示第八百十一号 (以下「告示」という。) で指定した土地に沿っ 示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存し、標柱四号は告示で指定し 次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成 ただし、標柱三号は告

た土地に存する標柱一号と同一とする。

西		広島市	郡市
位 己斐中一丁目		位己斐中二丁目	町
	一四八番三	一四四番一	地番
標柱四号	標柱二号及び三号	標柱一号	

急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿戸五区A地区

急傾斜地崩壊危険区域の表示

んだ線に囲まれた土地の区域 次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結

					広島市	郡市
					安芸区阿戸町	町
		兼ケ迫			大平	字
五八六七番一	五八六六番三	五八六五番一	一四二〇番一	- 四二 番	一四二二番	地番
標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号	

急傾斜地崩壊危険区域の名称

中野六丁目三六地区

急傾斜地崩壊危険区域の表示 次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結

んだ線に囲まれた土地の区域

			広島市	郡市
			安芸区中野町	町
			下鍋倉	字
五四二番一九	五四二番一	五四二番四	五四一番一	地番
標柱六号	標柱四号及び五号	標柱三号	標柱一号及び二号	

| 毎後記・)也区(四口)| 急傾斜地崩壊危険区域の名称

急傾斜地崩壊危険区域の表示西愛宕一〇地区 (追加)

							呉市	郡
								市
				西愛宕町			両城二丁目	町
七九番一	五八番二	七四番一	七四番八	七五番五	四五番一	四五番一八	四五番九	地
								番
標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号	

			呉市			
			両城二丁目			
四五番二四	四五番六	四五番一二	四五番二三	七七番地先市道敷	七八番五地先市道敷	八〇番五
標柱十五号	標柱十四号	標柱十三号	標柱十二号	標柱十一号	標柱十号	標柱九号

急傾斜地崩壊危険区域の名称

両城二丁目一三地区

急傾斜地崩壊危険区域の表示

に存する標柱六号と七号を結んだ線上に存するものとする。(以下「告示」という。) で指定した範囲は除くこととし、標柱八号は告示で指定した土地んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、昭和五十六年五月一日広島県告示第四百四十三号、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結

標柱八号	一一六番		
標柱七号	八六番		
標柱六号	八四番三四		
標柱五号	八四番一五		
標柱四号	一〇一番九三		
標柱二号及び三号	九五番二二		
標柱一号	一一五番三	両城二丁目	呉市
	地番	町	郡市

急傾斜地崩壊危険区域の名称

焼山北三丁目四一地区

急傾斜地崩壊危険区域の表示

んだ線に囲まれた土地の区域次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結

んだ線に囲まれた土地の区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結

呉市

郡

を結んだ線に囲まれた土地の区域 呉市 急傾斜地崩壊危険区域の表示 急傾斜地崩壊危険区域の表示 急傾斜地崩壊危険区域の名称 急傾斜地崩壊危険区域の名称 金丸地区 次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号 上山田一地区 郡 市 上山田町 町 四 番 四二番 四四番 四四番 四三番 七番三 七番 番 地 番 標柱九号 標柱八号 標柱二号 標 柱 標柱十号から十三号まで 標柱六号及び七号 標柱五号 標柱三号及び四号 号

							市
						焼山北三丁目	町
一五四二番七	一五四二番六	一五四二番一二	一五四二番一四	一五四二番一三	一五四二番九	一五四二番一	地番
標柱九号	標柱八号	標柱七号	標柱五号及び六号	標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号	
						福山市	郡市
						新	

歯科技工士試験を次のとおり実施する。 歯科技工法の一部を改正する法律 (昭和五十七年法律第一号) 附則第二条の規定によって、

平成十八年十二月十八日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

試験の日時

1 学説試験

平成十九年三月一日 (木)

午前九時三十分

2 実地試験

平成十九年三月二日 (金)

午前八時五十分

1 試験の場所 学説試験

広島市中区基町一 番五二号 広島県庁

2

実地試験

Ξ 試験の方法

広島市南区霞一丁目二番三号

広島大学歯学部

学説試験及び実地試験

兀 試験科目 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、 顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯

2 科技工学、小児歯科技工学、関係法規 実地試験

歯科技工実技

			福山市	郡市
			新市町	町
			金丸	大字
一七一七番一地先市道敷	一七一七番一地先道路敷	一七八七番一	一七八九番	地番
標柱四号	標柱三号	標柱二号	標柱一号及び五	

芌

公

五 受験資格

次のいずれかに該当する者

- を卒業した者 (平成十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校や厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所
- 歯科医師国家試験や歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 3 すると認めたもの の免許を受けた者で、 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業した者又は外国で歯科技工士 厚生労働大臣が1又は2に掲げる者と同等以上の知識と技能を有

六 受験の手続

願書の提出期間及び受付時間

限り受け付ける。)。 日、日曜日を除く (郵送等の場合は、平成十九年一月二十六日までの消印があるものに 平成十九年一月十九日 (金) から平成十九年一月二十六日 (金) まで。ただし、土曜

受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

2 願書の提出先

広島県福祉保健部保健医療局医務看護室 (〒七三〇 八五一一 広島市中区基町一〇

3 番五二号 提出書類

受験願書

受験資格を証明できる次の書類

(1)から三日以内に改めて卒業証明書を提出すること。) 五1に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書 (卒業見込者は、卒業の日

(3)(2)ことができる者であることを証明できる書類 五3に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業したこと又は 五2に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受ける

トル、横四センチメートルのものを、広島県が交付する写真票の定められた位置には 写真 (出願前六か月以内に撮影した正面・脱帽・上半身像の写真で縦六センチメー 外国で歯科技工士の免許を受けたことを証明できる書類

ること。)

七 受験手数料

この手数料は、三万六千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた位置 三万六千円

にはって納めること。

なお、納付された受験手数料は返還しない

ついて問い合わせること。 次の二つの要件を満たす者は、この受験の手数料を全額免除するので、必要な手続きに

広島県内に住所のある者

身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳を所持する者

受験願書の用紙は、広島県福祉保健部保健医療局医務看護室で交付する。 郵便等で請求する場合は、八十円切手をはったあて先明記の返信用定形封筒を同封す

ること。

2

受験願書を受理したときは、受験票を交付する

3 合格者の発表は、平成十九年三月二十八日 (水) に広島県庁前の掲示場に掲示して行

うほか、合格者には合格証書を交付する。

4

[O八三] この試験についての問い合わせは、広島県福祉保健部保健医療局医務看護室 五一三 三〇五六 [ダイヤルイン]) にすること。

規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以 下 「法」という。)第五条第一項の

平成十八年十二月十八日

広島県知事 藤 田 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称

ベスト電器New東広島店

所在地

東広島市西条町大字御薗宇字勝谷五一六八 一外

は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又

大規模小売店舗を設置する者

名 称 株式会社ベスト電器 代表取締役 有薗

福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三号

2 小売業を行う者

名称 株式会社ベスト電器 代表取締役 有薗

住所 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三号

その他未定

Ξ 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年七月二十八日

Щ

五 七 兀 び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 2 3 2 4 3 2 3 届出等の縦覧場所、 届出年月日 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 平成十八年十一月二十七日 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千三百五十平方メートル 縦覧のできる時間帯 縦覧期間 縦覧場所 平成十八年十二月十八日から平成十九年四月十八日まで。ただし、土曜日、日曜日及 駐車場の自動車の出入口の数 来客が駐車場を利用することができる時間帯 東広島市産業部商業観光課(東広島市西条上市町七番四二号) 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一○番五二号) 午前六時から午後十時まで 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 開店時刻 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 廃棄物等の保管施設の容量 五十九平方メートル 荷さばき施設の面積 百二十二台 駐輪場の収容台数 駐車場の収容台数 八十立方メートル 二箇所 四十四台 四箇所 九十二台 午前八時三十分から午後十時まで 午前八時三十分から翌午前二時三十分まで (一部午前八時三十分から午 後十時まで) 午前九時、閉店時刻 縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 翌午前二時 Ξ 九 規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。 四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。 代表者の氏名 2 2 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 変更の日 変更した事項 平成十八年十二月十八日 平成十八年十月十三日 大規模小売店舗の名称及び所在地 意見書の提出 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地 (変更後) (変更前) 名 称 所在地 提出先 提出期限 藤三熊野ショッピングセンター 平成十九年四月十八日 安芸郡熊野町六三八五 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで 名称 住所 氏名 住所 名称 呉市広本町三丁目一二番二六号 株式会社藤三 代表取締役 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 株式会社ナフコ 代表取締役 安芸郡熊野町東山六三番地 畄 呉市広本町三丁目一二番二六号 株式会社藤三 代表取締役 安芸郡熊野町東山六三番地 岡 尊憲 尊憲 藤村 藤村 広島県知事 以下 深町 法 宗陸 宗陸 という。) 第六条第一項 藤 この公告の日から 田 雄 Щ

七

意見書の提出

3

五

四 変更する理由

新規テナントの入店のため

届出年月日

平成十八年十二月五日

届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

六

縦覧場所 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一○番五二号) (平成

十九年三月三十一日まで) 熊野町総務部企画課 (安芸郡熊野町三八一五番地一) (平成十九年四月一日から)

2 縦覧期間

び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 縦覧のできる時間帯 平成十八年十二月十八日から平成十九年四月十八日まで。ただし、土曜日、日曜日及

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。 域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地 この公告の日から

提出期限

平成十九年四月十八日

2

提出先 熊野町総務部企画課 (平成十九年四月一日から) 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (平成十九年三月三十一日まで)

売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小

平成十八年十二月十八日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

大規模小売店舗の名称及び所在地

藤三八本松ショッピングセンター

所在地

県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯 東広島市八本松町大字飯田字大山二〇〇六番地外

> 1 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課 (東広島市西条上市町七番四二号) 広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一〇番五二号)

2 縦覧期間

び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 平成十八年十二月十八日から平成十九年一月十八日まで。ただし、 土曜日、日曜日及

縦覧のできる時間帯

3

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

第一項の規定によって、広島市から広島圏都市計画 (広島平和記念都市建設計画) 道路 三・ 六・六○九号福田線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けた 書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。 ので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第二十条

平成十八年十二月十八日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

画に基づいて、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定 によって、平成十八年十二月七日換地処分をした。 安芸高田市所在の長瀬川地区 (歌ケ谷工区) 県営土地改良事業 (区画整理事業) の換地計

て六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することがで なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算し

平成十八年十二月十八日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 Ξ

よって、平成十八年十二月七日換地処分をした。 に基づいて、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定に 安芸高田市所在の長瀬川地区 (直会工区) 県営土地改良事業 (区画整理事業) の換地計画

て六か月以内に、広島県を被告として、この処分の取消しを求める訴えを提起することがで なお、この処分について不服がある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算し

平成十八年十二月十八日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 Ξ 四六、五七三

高宮土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十八年十二月十八日

広島県芸北地域事務所に

広島県選挙管理委員会委員長

橋

本

宗

利

職 名 高下 氏 郎 名 安芸高田市高宮町房後一七ハ

広島県選挙管理委員会告示第五十四号 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規

定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。 平成十八年十二月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗

利

広島県選挙管理委員会告示第五十五号

平成十八年十二月十八日

の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおり 十二号) 第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分 八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第 広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

四五四、七七三

である。

広島県選挙管理委員会告示第五十六号

者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条第一項の規定による選挙権を有する

平成十八年十二月十八日

			- 1	八 三 —	戶	Ť	-	長森 下 幾 三
				T				
広	広	広	広	,	広	12	ム	広
島	島	島	_		_	-	_	
市	市	市	島	'	島	5	昌	島
	安	安	市	i	市	ř	र्त	市
安	佐	佐	西		南	Ę	ŧ	中
芸	北	南	П	'	73		7	
X	区	区	X	[<u>x</u>		<u>x</u>	X
110,	四、	五六、	四八、		三六、	=	, I I II	三四、

豊	皇	高	Щ	佐	安	Ħ	東	大	庄	Ξ	府	沼福	因	尾	Ξ	竹	呉	広	広	広	広	広	広	広	広	選
							r .											島	島	島	島	島	島	島	島	
B	3 茂	田	県	伯	芸	日	広	竹	原	次	中	隈山	島	道	原	原		市	市	市安	市安	市	市	市	市	挙
						市	島											佐	安	佐	佐	西	南	東	中	
君	13 郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市	市	市	市	郡市	市	市	市	市	市	伯区	芸区	北区	南区	区	X	区	X	X
1	4pt 4	니다	1917	יום:	1111	נוו	נוו	נוו	נןו	נןו	נוו	רוילדל	נןו	נוו	נוו	נןו	נוו								Δ.	۵
																										Ξ
																										分
-	- _			_	四	=	三			_	_	_		=	=		五	≡	=	四四	五	四	≡	三	Ξ	Ø
) t	- 1	九三	\ \	九	四三	<u>ó</u>	三、七	三	五六	Q M		0t, 0	t _、 七	五	= 0	八五	五四、七	五	Ξ O Ξ	四一、四四	五六、七	四八、七	三六、九	三、九	三四、二	_
	五五八	= 0	044	Ξ	量九	〇四七	七三六	三四	六九九	四四四	一	〇 六 三	七六四	五五	인분	五八八	七七九	五九二	五六	四九七	트	404	九五五	九七六	五	の
																										数

比 双 甲神 芦 深 世 御 Ξ 婆 奴石 品 安 羅 調 郡 郡 郡 郡 郡郡 郡 郡 一、二四三 ¥ Ύ 赶 Æ 六 ≘ 五 0九0 三八八 二七四 一八五 九九九 Ü

広島県選挙管理委員会告示第五十七号

説会、 た旨、 公職選挙法 平成十八年十二月十八日 広島市選挙管理委員会及び東広島市選挙管理委員会から報告があった。 政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定し (昭和二十五年法律第百号) 第百六十一条第一項第三号の規定により、 個人演

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本

宗

利

宮郷ふれあいプラザ 広島サンプラザ 施 設 の 名 称 東広島市福富町下竹仁八三七番地 広島市西区商工センター三丁目一番 所 在 一号 地 平成一八年一二月四日 平成一八年一二月二日 指 定 年 月 日

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

説会、 設の指定を取り消した旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があった。 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十一条第一項第三号の規定により、 政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施 個人演

平成十八年十二月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗

農村環境改善センター	施設の名称	
廿日市市津田四二二	所	広島県選
一八番地	在地	広島県選挙管理委員会委員長
 平	取	長橋
成一	消	本
年	年	·T`
八年一二月二日	月	宗
日	日	利

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第105号

則第4号。 次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規 規則第9条第1項の規定により告示する 以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの

平成18年12月18日

広島県公安委員会

6P1259	6P1160	6P1125	6P1231	6P1229	検番定品
<u></u> п	o h	o h	on H	告示の日 (平成18年 12月18日) から3年間	検定の有効 期間
<u></u> п	o h	o h	on H	ぱちんこ遊 技機	遊技機の 種類
- 4 /	CRドロロンえん MAへんS	CRドロロンえん 願へんS	○ R R R P P P P P P P P P P P P P P P P	CR ほんじょう CR ほう CR はっち CR はっち CR はっち CR はっち CR はっち CR A T F CR はっち CR A T F CR をもった CR A T F	型式名
株式会社三共 代表取締役 毒島 秀行 (群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)	n H	株式会社二ューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区 烏森町三丁目56番地)	DI H	京楽産業、 株式会社 代表取締役 榎本 善紀 (愛知県名古屋市中区錦 三丁目24番4号)	申請者名(住所)
在回	在回	在 回	在同	左 回	製造業者名(住所)

6P0946	6P1144	6P1134	6P1071	6P1109	6P1106	6P1162	6P1170	6P1112	6P1286
	回	回	回	回	回	回		▣	
h	Н	⊣	ҥ	H	ҥ	F	ҥ	ŀr	⊢
		回	回	回	回		回	П	<u> </u>
Ь	Ь	⊣	⊣	F	F	F	ҥ	ŀr	Н
C R もば いよ 時 ち は 73 A N	しまる。 としまな スピンシン スピンプロ	こ に こ に と と パ ジャイ ショー ス ア イ ト ア ン ン ン フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ	CR・ケンケンク フクソク TF フロン	CR・ケンケンタンク スワイロ Eアロハ	CR・ケンタンク スクソク アプイロ ア	CR萌え よ剣ST X	C R 萌え よ剣TT	C R 萌え × シ メ ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス	CRフィーバー# 4プデン 7/-ロジ 7 M F -
アピリット株式会社 代表取締役 濱野 雅弘 (大阪府大阪市中央区南 船場二丁目9番14号)	D H	マルホン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫 (愛知県春日井市桃山町 一丁目127番地)	D H	D H	株式会社平和 代表取締役 石橋 保彦 (群馬県桐生市広沢町二 丁目3014番地の8)	a F	D H	タイヨーエレック株式会社 代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市西区 見寄町125番地)	e L
ff.	ff.	т́н	т́н	т́н	тя	柏	拉	柏	柏
a	回	o	o	on the second se	回	٥	o	0	回

6S0850	6S0986	6P0893	6P0996
<u>.</u>	<u>.</u>	<u> </u>	<u> </u>
⊦	⊣	┢	┢
1 回	回胴式遊技 機	o F	<u> </u>
機動警察パトレイパー	機動警察 パトレイ バー×	CR古都 絢爛SN 2	C R やば いよ哲ち もん F N 61
回	回	回	
F	Н	Н	h
枡	并	柏	柏
0	0	o o	П